

名家連ニュース

令和元年12月11日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.671号

❖ 障害者週間記念のつどい ❖



12月8日(日)、中区役所ホールで、障害者週間記念のつどいが開催され、およそ350名が参加しました。(平成16年6月の障害者基本法改正で「障害者週間」は、毎年12月3日から12月9日までの1週間と定められました。)

今年は2本の映画が上映され、少年少女合唱団「地球組」の合唱が最後を飾りました。

午前に上映された、「いろとりどりの親子」(2018年公開、アンドリュー・ソロモンの原作に基づくドキュメンタリー映画)は、自閉症、ダウン症、低身長症、LGBTの子どもを持つ6組の親子の物語でした。「障害をなくすのではなく、個性として生きる」というメッセージが頭に残りました。精神病は、様々です。中には、普通に働くことを目標にしている人たちもいます。この映画を見て、そのこと自体がストレスだったと気づく人もいるかも知れません。

午後の映画、「精神病院のない社会」(2017年公開、大熊一夫監督・語り)は、日本の精神科病院の現状と精神科医バザリアによって始められたイタリアでの改革を対比させたドキュメンタリーでした。多くの親は、子供がこんなひどい病院でなくて良かったと思ったに違いありませんが、入院を経験した当人には、どんな心の傷が残ったのでしょうか。先月行われた「みんなねっと愛知大会」で、ベルギーでの取り組みが紹介されていました。イタリアでの改革は、ベルギーでも成功しつつあるようです。厚労省が進める中での地域包括ケアシステムも、同じ方向だと思います。名古屋市で行われている四つのブロック会議でうまくいった例が報告されて、共有されていくことを願っています。

少年少女合唱団、「地球組」は、名古屋市内又は近郊の小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、各種学校法人、インターナショナルスクールに通う子どもたち(兄弟姉妹、親子も含む)からなる、合唱団です。パプリカの合唱に合わせ、踊る観客もいらっしゃいました。「地球組」のハーモニーを聞き損ねた方は、下記のコンサートに参加してみてください。(編集委員/広瀬)

地球組コンサート 2019“君の夢 音楽館”

12月22日 日曜日 15:30開場 16:00開演 全席自由1000円

会場：日本特殊陶業市民会館フォレストホール

<https://www.chikyugumi.com/> 問い合わせ先：090-3253-8371

次ページで11月の特徴的な相談事例を紹介しています

11月の面会相談…放置されている「無手帳・無年金者」



《家族相談室から》

相談事例



◎「80・50問題」がご姉妹の肩に重くのしかかっています。無年金・無手帳・引籠り状態の当事者と介護が必要な母を支えなければならぬごきょうだいは仕事をすることもできません。

当面の経済的な手立てを講じつつ、初診日から現在までの医師に連絡を取って医療機関を順次訪問し、現在進行形で診断書作成を承諾して頂くところまで来ました。



◎ 父が身体障害、母も入院生活。無手帳・無年金。叔母が必死に支援。日常生活能力一覧表を作成し、手帳診断書を依頼・検証。OKと判断して申請。過日、保健センターから1級の手帳支給決定の連絡がありました。年金は遡及請求の可能性があり、認定日の診断書と現在の診断書の作成を依頼し、2通とも手帳診断書の内容と変わらないため病歴・就労申立書、年金請求書等の作成援助を行っています。

◎ 厚生年金額改定請求の可否の相談。手帳3級なので、まず、2級の手帳申請を優先することにしました。診断書の日常生活能力の実態を文章化して医療機関のPSWに相談した結果、家族相談員も主治医と面談できる手筈が整いました。診察室で日常生活能力の実情を知った主治医は、日常生活実態記録票を反映した手帳診断書を作成し、その日に受け取りました。主治医は、年金診断書の作成も前向きでしたので額改定請求の可能性も現実のものとなりつつあります。

◎ 愛護手帳B判定で2級の基礎年金受給。精神疾患と重なり額改定請求の相談。精神には重複障害による併給規定がないことが判明。年金事務所、厚労省年金局に問合せ、精神で申請することは可能であるが精神疾患で1級相当の診断書となるかどうかは不明。やるだけのことはやる…診断書の日常生活能力（7項目4段階と5段階評価）の実態を文章化し、医療機関の支援者に相談することにしています。

◎ 無手帳・無年金の相談者。手帳診断書の内容を事前に検証しOKと判断して上で提出し、2級の手帳を取得。相談者は、早速、医療費無料の「医療証」を窓口で申請。しかし、住民票が市外にあるため名古屋市の「医療証」は発行できないと言われ愕然として再相談に来られました。保健センターでは「現住所でもいいですよ」と現住所での手帳申請を受付けたそうです。



名古屋市以外の市町村では、手帳の審査は愛知県精神保健福祉センターで行っており、手帳には「愛知県」と「市町村名」が印字されています。名古屋市では名古屋市精神保健福祉センターが審査し、名古屋市が手帳を発行します。名古屋市外に住民票のある方は、現住所が市内であっても名古屋市の「医療証」も「障害福祉サービス」も支給対象にはなりません。その逆もしかりです。

止むを得ず、住民票のあるB自治体で転出届を行い、区役所で転入届をして「医療証」「福祉特別乗車券」など、名古屋市の障害福祉サービスに繋げることができました。

現在、年金申請は病歴・就労申立書の作成、認定日の診断書、年金請求書、年金生活者支援給付金等の書類作成を援助しているところです。

◎ この他、5年間の遡及請求が成立し、本人の意向に沿って13年前の受給権発生日（法定免除制度適用）に遡って保険料の還付請求書を作成するための援助を行ってきました。（文責：家族相談員/堀場）